

悠久の日本、国の守りは大丈夫か

—建国記念の日、憲法改正そして日本の防衛について—

日本安全保障戦略研究所

樋口 讓次

本稿は、樋口讓次上席研究員が、平成30年2月11日の「第52回建国記念の日奉祝岩手県民大会」において、記念講演を行った際の録音記録を、文章に起こしたものである。

○「建国記念の日」に思う

今日は、皇紀2678年の「建国記念の日」です。ご参会の皆様には、先程の記念式典において、晴れやかな心で「日本国の誕生日」をお祝いされたものと、お慶び申し上げます。

また、今年、明治元年（1868年）から起算して満150年の記念すべき年に当たります。

アジアに先駆けて近代化を成し遂げた明治からの歩みを次世代に伝えること、そして、西欧列強による植民地支配を跳ね除けた明治の精神に学び、日本の素晴らしさや強みを再認識する、大変意義ある年でもあります。

ところで、戦前、日本の建国は、「紀元節」として奉祝されていましたが、戦後、占領軍の意向で祝日ではなくなりました。なぜ占領軍は紀元節を廃止したのでしょうか——？

その理由は、「紀元節を認めることにより、天皇を中心とする日本人の団結力が高まり、再び米国の脅威となるのではないか」と、占領軍が怖れたからに他なりません。この事実、この後お話致します憲法改正の必要性にも繋がる、看過できない事柄です。

その後、紀元節を復活させようという動きが高まり、昭和41（1966）に「建国記念の日」として制定され、今年、皇紀2678年の「建国記念の日」を迎えました。

しかし現在、どれだけ多くの日本人が、今年を皇紀2678年と言えるのか、はなはだ心許ない限りです。

戦後、「紀元節」の廃止とともに「皇紀離れ」が一気に加速しました。そして今では、「皇紀」は日本人の頭の中から、すっかり消え去ってしまい、もはや取り返しの付かない、残念な状態になってしまったように思われてなりません。

「皇紀離れ」が言われて久しくなりましたが、最近では「元号離れ」が進んでいるとも指摘されています。

皇位の継承があった場合に改められる元号も、飛鳥時代（592年～710年）の「大化」（皇極天皇）に始まった、歴史的また文化的意義を持つ日本の宝であります。

昨年 12 月の皇室会議で、来年（平成 31 年）4 月 30 日に、天皇陛下が退位され、皇太子さまが 5 月 1 日に即位されることが決まりました。そして、「平成」が改められ、新たな元号が制定されます。

元号を選定するには、6 つの要件があるとされています。

「元号」選定の要件

- ① 国民の理想としてふさわしい意味を持つこと
 - ② 漢字二文字であること
 - ③ 書きやすく、読みやすいもの
 - ④ 過去に元号として使われていないこと
 - ⑤ 俗用されていないこと（世間で広く一般に用いられていないこと）
 - ⑥ イニシャルがだぶらないほうがよい…明治 M、大正 T、昭和 S、平成 H
- * 「史記」「書経」などの中国の歴史書から出典されている。

この中で、最も大事なことは、元号は「国民の理想としてふさわしい意味を持つ」ということでしょう。言い換えますと、元号には、その時代を反映した国民の理想が掲げられ、その理想を体現する天皇陛下とともに国を運営し、人生を営んで、時を刻み、時代を築いて行くということではないでしょうか。

しかし、その元号も、近年、疎かにされつつあります。

私は、産経新聞を購読しています。新聞は、紙面の一番上に発行の日付を書いています。産経新聞は、その日付を平成 30 年（2018）2 月 11 日と元号を先に書いています。記事の内容は、国内記事は元号を使い、国外記事は西暦を使っています。

しかし、その他の大手新聞、読売、朝日、毎日、日本経済などの各紙は、発行日を 2018 年（平成 30 年）2 月 11 日と西暦を先に書き、その後、元号を括弧書きし、記事の内容は、国内外ともに西暦を使っています。今朝、「岩手日報」を読みましたが、同じでした。

「社会の公器」といわれる新聞各社の政治姿勢あるいは国家へのスタンスが窺われますが、世論形成に最も大きな影響力を持つ多くの新聞がこのような状態ですから、若者を中心に、日本社会で「元号離れ」が進んでいるのは、「推して知るべし」です。

グローバル化、インターネットの普及あるいは安易な生き方（イージーゴーイング）を求める風潮などがこのような傾向を強めているようですが、わが国は皇紀や元号といった他の国には類がない、独自の仕組み・しきたりを持っているのですから、それを誇りとして、途絶えることの無いよう、後世にしっかり伝えて行く努力が必要ではないでしょうか。

ちなみに、私が所属している日本安全保障戦略研究所（SSRI）では、ほぼ産経新聞と同じように、国内の事象は元号を書き、その後、西暦を括弧書きし、国外の事象は西暦で書くようにいたしております。

話は少し戻りますが、実は、日本以外の国で、「皇紀」を使い、今でも大事に残してくれている国があります。皆さんの中には、ご存知の方も多いと思いますが、その国は「インドネシア」です。

「17/8/05」（「05年8月17日」）、これは、ジャカルタの独立記念塔に収められたインドネシア独立宣言書の日付です。実は、その05年とは、皇紀2605年（昭和20年）のことです。

この宣言書に署名したのはインドネシア独立運動のリーダーで、インドネシア共和国の初代大統領になったスカルノと副大統領になったハッタの2人です。

日本が大東亜戦争に敗れた翌日、スカルノを中心とする建国準備委員会は、ジャカルタ在勤の日本大使館付武官、前田精（ただし）海軍少将の公邸に集まり、インドネシア人だけで8月17日未明までかけて宣言書を起草しました。（ちなみに、前田少将には、後に、インドネシア共和国建国功労章が授与された。）

スカルノらは、何ら強制されていないのに、日本の皇紀を独立宣言書に用いました。西暦は植民地支配への反発から避けたのです。インドネシアの建国を元年にした自国歴を創ることもできたのですが、そうしなかった。その意味は、大変重いものがあります。

大東亜戦争で日本は、インドネシアを350年もの間、植民地支配してきたオランダを駆逐し、軍政を敷きました。愚民化政策をとったオランダと違い、日本は官吏育成学校、医科大学、師範学校、商業学校など、国づくりに必要な教育を推進しました。

また、特に、祖国（郷土）防衛義勇軍（略称PETA）を創り、3万8千人ものインドネシアの青年に必要な軍事訓練を行いました。その青年たちが中心となって、日本敗戦後の植民地支配に舞い戻ってきたオランダ軍やその援軍となったイギリス軍と戦い、インドネシアは80万人の犠牲を払って独立を勝ち取ったのです。

終戦後、日本へ引き揚げず、インドネシア独立戦争に身を投じた日本軍将兵は1千人から2千人もいたとされます。相当数が戦死し、ジャカルタ郊外のカリバタ国立英雄墓地に葬られた人もいます。

そのような日本あるいは日本人の行いが、インドネシア独立宣言書の日付に皇紀を用い、ジャカルタの独立記念塔に収められた理由であり、日本あるいは日本人に対する深い感謝の念が込められています。

大東亜戦争直後、西欧列強の植民地あるいは半植民地として支配されていたアジア地域は、インドやインドネシアに代表されるように一斉に独立を達成し、また、アフリカでも独立運動が本格化しました。

丁度、終戦から10年後の昭和30（1955）年に、インドネシア・ジャワ島のバンドンで、アジア・アフリカの新興国を集めた「アジア・アフリカ会議」が開催されました。この会議は、開催地のバンドンの名前をとって「バンドン会議」とも言われます。

その第1回バンドン会議で、オブザーバーとして参加した日本代表団は、アジア独立を掲げて戦ったことに感謝され、歓迎された経緯があります。

日本人として、忘れてはならない歴史です。

もう一つ、お話しして置きたいことがございます。

アメリカのハーバード大学は、ご承知の通り、世界最高の大学の一つとして名声を博し、そこには世界最高の知性が集まっている所として有名です。この大学に、1998年ノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・セン (Amartya Sen) という名前の教授がいます。

【コラム】 アマルティア・セン (Amartya Sen) ハーバード大学教授の略歴

専門は経済学及び哲学。元イギリス・ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジ学長。ロンドン大学、オックスフォード大学、ハーバード大学などにて教授を歴任。1998年ノーベル経済学賞受賞。『自由と経済開発』『合理性と自由』など著書多数。

彼は、インドに生まれ、子供のころ、学校で日本史を学んで以来、日本に関心を持ち続けている知日家でもあります。彼が日本について述べていることを、いくつか抜粋して紹介します。

①日本に伝来した仏教が聖徳太子の「十七条憲法」(推古天皇 12 年、西暦 604 年) に影響を与え、「政府の決定は、皆で議論した結果でなくてはならない」という民主主義的な考え方を国中に行き渡らせ、その後の日本の発展に大きな役割を果たしてきた。その「十七条憲法」が制定されたのは、イギリスが立憲制の柱として誇る「マグナカルタ (大憲章) 」(1215 年) の制定より 600 年以上も前のことである。

②日本人が、日本という国に対して持っていた誇りが、19 世紀から 20 世紀、日本の産業革命をけん引した原動力であり、日本の経済発展モデルは、韓国、台湾、シンガポールなどアジア諸国の素晴らしい模範となった。

③日本人の実直・勤勉な国民性、そして高い倫理観や利他主義 (利己主義に対して、他人の幸福や利益を図ることを優先する／第一とする考え方) など、日本は世界有数の文明国として世界文明の発展に多大な貢献をしてきた。

④21 世紀の現在、日本は世界で最も成功した経済と社会を擁する超大国の一つとなった。世界でも有数の繁栄国であり、世界の人々を支援できる国である。日本は、日本だけではなく、世界全体をよくする役割を担っている。

日本は、日本の力を結集して自国を発展させ、世界の良き模範となり、さらに世界に貢献してもらいたい。

⑤日本は、世界有数の長寿国である。犯罪率も低く、国民の間で争いが少ない。日本は他国をモデルにする必要はない。日本をどういう国にしたいのかを国民が考え、それを実現していけばよい。日本は、新たな展望を切り開くときである。——この指摘は、大変重要なポイントです。

そして、まとめとして、「もし、世界に日本という国がなかったら、世界は悲しい場所に

なっていたことだろう。世界に日本という国が存在してくれてよかった、と心から思う」と述べています。(以上、佐藤智恵著『ハーバード日本史教室』(中公新書ラクレ))

「世界に日本という国があってよかった」、日本に対して、これほど尊い言葉があるでしょうか——。私は、この言葉に大変心を打たれましたし、また、日本人としてその意を強くした所でもあります。

戦後、敗戦によって打ちのめされ、疲弊しきっていた日本に追い打ちをかけるように、占領軍は、日本の非武装化・弱体化の占領政策を徹底しました。日本国民は、「お前の国は悪いことをしてきた」と罪悪感を植え付けられ、歴史の連続性や過去を否定されて、すっかり自信や誇りを無くしてしまったのではないのでしょうか。

確かに、わが国は先の大戦に敗れました。しかし、悠久の日本を考えると、一度の敗戦によって、日本民族の精神や栄光ある歴史のすべてを否定され、塗り替えられてしまう理由は全くありません。大いに反省はしても、敢然と立ち上がる誇りと気概を持たなければならぬのではないのでしょうか。

つまり、私が申し上げたかったことは、日本という国は、

- ①西暦より 660 年も古い皇紀を持ち、長い歴史を経て、独自の伝統文化を華開かせ、万世一系の天皇を中心として、「和」を尊び人々が共に手を携え助け合ってきた国
- ②四方を豊饒の海に囲まれ、四季折々の豊かで、美しい自然に恵まれた国
- ③長い歴史の中で、幾度となく、大きな困難や過酷な試練に直面したが、勇気と希望をもって立ち上がり、たゆまぬ努力によって平和で豊かな国を築き上げてきた国
- ④人類の営みに大きく貢献し、世界から畏敬あるいは尊敬され、感謝される国

そのような素晴らしい国、それが「我らの日本」ではないのでしょうか——。

今ようやく、憲法改正が政治の場で論議されるようになってきました。この際、本当の日本、悠久の日本を取り戻し、先祖のたゆまざる努力と献身によって営々と築かれてきたこの日本を、未来へ向け、更に発展的に引き継いで行くことを現代に生きる私共の重大な使命として、憲法改正に真剣に取り組まなければならない、と考えている所でございます。

そこで、話題を憲法改正に移して参りたいと思います。

○憲法改正

終戦当時の米国大統領トルーマンは、連合軍最高司令官マッカーサー元帥に対して、「日本が再び米国の脅威になり、又は世界の平和と安全の脅威とならざることを確実にすること」という対日占領政策の基本方針を示しました。日本の非武装化・弱体化を徹底せよとの命令です。

マッカーサー元帥はこの方針に従って、具体的な占領政策を決め、実行しました。その主要な政策は、まず、陸海軍の解体による日本の非武装化でした。

そして、弱体化としては、①内務省の解体、②財閥の解体、③軍需産業（航空機産業・

大型船舶の造船等)の禁止、④戦犯裁判(極東国際軍事裁判、東京裁判)、⑤教育・学制改革、⑥剣道や歌舞伎、神道(紀元節)などの伝統文化の排斥、⑦新聞の事前検閲による言論統制、そして⑧「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム(WGIP)」といわれた「戦争の罪悪感と軍隊・軍人の戦争責任を日本人の心に植えつけるための宣伝計画」による日本人洗脳工作などを徹底して行いました。

延々と、約7年間に及ぶ日本占領によって、わが国の統治体制や国家運営、国民意識など、様々な分野での「国家大改造」を敢行したのです。

このような背景の中で、日本の非武装化・弱体化の総仕上げの位置付けとして、憲法が改正されたことは、皆さん、ご承知の通りです。

日本国憲法の成立過程研究の第一人者として世界的に知られているのが、米国メリーランド州立大学名誉教授のセオドア・マクネリー博士です。彼は、日本国憲法の前文は、6つの資料が下敷きになっている、と言っています。

日本国憲法「前文」記述の下敷きとなった6資料

- ① アメリカの独立宣言(1776年)
- ② アメリカ合衆国憲法(1787年)
- ③ リンカーン大統領のゲティスバーグ演説(1863年)
- ④ 米英首脳による太平洋憲章(1941年)
- ⑤ 米英ソ首脳によるテヘラン宣言(1943年)
- ⑥ マッカーサー・ノート(1946年)

これら6つの資料から作られた憲法前文を「世界に類を見ない平和主義／理想主義」などと言って、賛美し、有り難がる人もいますが、それは完全なくお門違いの議論です。

この憲法前文は、明らかに外国の主義・思想を、勝手に押し付けたにすぎません。わが国の二千数百年に及ぶ歴史、伝統、文化そして国家として追求すべき理念など、最も重要な「国のかたち(国柄)」については何ら記述されていないのです。つまり、現行憲法の前文は、日本そして日本人の理想論あるいは生きるべき形とは無縁であって、わが国の憲法には全くくそぐわぬと断じて然るべきです。

お手元に、昨年(平成29年)の「『建国記念の日』を迎えるに当たっての内閣総理大臣メッセージ」と現行憲法の前文をお配りしております。両方を見比べてみますと、「内閣総理大臣メッセージ」には、<日本らしさ>が滲み出た素晴らしいことが書いてあります。

来る憲法改正においては、現行憲法の前文を全面削除し、「内閣総理大臣メッセージ」のような主旨の内容を十分に採り入れ、美しい日本語、そして格調高い日本語で書き改めなければならないのではないのでしょうか。

そうすることによって、自然のうちに国を愛する心（愛国心）が養われ、国を守ろうとする意識（国防意識）も高まるのではないかと、私は考えています。

憲法があって国家があるのではなく、憲法の前にまず厳然として国家の存在があり、その「国のかたち」、「国柄」あるいは「国のあり様」を前提として、憲法は制定されなければなりません。つまり、国家あつての憲法であり、憲法あつての国家ではありません。

わが国の憲法改正論議は、勢い、第 9 条の問題に傾きがちですが、まずは、日本人が自ら考え、幅広い国民の合意の下に、日本が追求すべき「国の理想」、「国のかたち」あるいは「国柄」を定義して、それを憲法前文に高々と謳うことから、憲法改正は始めなければならないのではないか、と考えています。

それでは次に、本日、頂いたテーマに沿って、「我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うする」（「国家安全保障戦略」）ために、どのような憲法改正が必要かについて、掻い摘んで述べることに致します。

私は、現行憲法を、「国防なき憲法」と呼んでいます。なぜそう呼ぶのか、いくつか理由を述べてみたいと思います。

第 1 は、憲法前文です。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われわれの安全と生存を保持しよう」とし、また「平和のうちに生存する権利（「平和的生存権」）を有する」と謳っている、いわゆる平和主義にあります。

この平和主義は現行憲法の三大原則の一つとされていますが、それはあなた任せ（他国依存、他律本願的）の平和主義あるいは空想的・非現実的な平和主義に他なりません。

いま、北朝鮮や中国の脅威に曝されている日本の現状を、平和主義者はどのように説明するのでしょうか。

「戦後最大の危機」に直面しているわが国の現実に対し、独立主権国家として有効な対策をとり得ないで右往左往していることに照らせば、憲法の平和主義は何ら役に立たないばかりか、逆に日本の危機を高めていると言わざるを得ません。

第 2 は、憲法第 9 条「戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認」の規定にあります。特に、第 9 条第 2 項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と定めています。

この原文は、もちろん英語で、そして、受身形で書かれていました。改めて原文を紹介致します。

「...land, sea, and air forces as well as other war potential will never be maintained.
The right of belligerency of the state will not be recognized.」

直訳すれば、「陸海空軍その他の戦力は、絶対に持たされることはない。国の交戦権は、認められることはない。」となります。

では、誰によって持たされることはなく、認められることはないのか。その隠された主語の当事者は、もちろんアメリカであり、アメリカが「持たせない、認めない」と決めたのだと指摘する研究者もいます。これも、憲法の成立過程を巡る物語の一端です。

当初、マッカーサー・ノートに基づいて起草された第 9 条は、侵略戦争のみならず、自衛戦争をも禁止する規定になっていました。しかし、自衛のための戦争まで否定するのは非現実的であるとして、日本側が第 2 項の冒頭に「前項の目的を達するため」の文言を挿入し、何とか独立国として最低限度の自衛権および自衛力の保持を担保したのです。

しかし、その努力にも拘らず、わが国の防衛力そして防衛政策は極度の制限を受け、「国を守る」という国家の最も基本的な任務や役割さえ十分に果たせないほど、雁字搦めの制約を受けています。

そして、憲法で明確に規定されていない自衛隊は、国家の防衛を主任務とする唯一の軍事（実力）組織であるにもかかわらず、「軍隊でない武力集団」という奇妙な存在として扱われています。

例えば、わが国は、憲法の精神に則って「専守防衛」という政策を採り、「相手から武力攻撃を受けた後に初めて防衛力を行使」するとしていますが、北朝鮮の核ミサイルは、発射されて 10～15 分位で日本に到達します。いくらイージス艦やペトリオットを配備していても、日本に届くミサイルを 600 発以上持っている北朝鮮が、一挙に大量のミサイル攻撃（飽和攻撃）を行った場合、発射後にこれらを完全に破壊し、防衛することができるでしょうか――。

アメリカの軍事専門家も、北朝鮮がアメリカに向けてミサイルを発射した場合、アメリカのミサイル防衛システム（MDS）が破られる可能性があり、北朝鮮のミサイルすべては迎撃できない、述べている程です。

【コラム】

日本に届く北朝鮮のミサイル数

「IHS Jane's Sentinel Security Assessment China and Northeast Asia（2017（平成 29）年 5 月、アクセス）」によれば、北朝鮮は弾道ミサイルを合計 700～1000 発保有しており、そのうち 45%がスカッド級、45%がノドン級、残り 10%がその他の中・長距離弾道ミサイルであると推定されている。

ノドン級以上が 55%、すなわちわが国のほぼ全域が射程に入るミサイル数は、385～550 発。それに、わが国の一部（西日本）がその射程内に入るスカッド ER を考慮すると、600 発以上のミサイルがわが国に向けて発射可能と見積もられる。

また、外国から武力攻撃を受けて、防衛出動した場合、自衛隊は「武力の行使に際して

は、...事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えてはならない」と自衛隊法で定められています。

実は、警察官職務執行法の「武器の使用」にも、同じことが書いてあります。これは、「警察比例の原則」（いわゆるポジリスト方式の規定）と言われるものですが、＜自衛隊は軍隊ではない＞と明確に示すために、敢えて警察と同じように規定された経緯があります。憲法の制約から、法制上、止むを得ず、自衛隊を「武装警察隊」の地位に留め置かざるを得なかったのです。

【コラム】

自衛隊法第7章自衛隊の権限

(防衛出動時の武力行使)

第八八条 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

警察官職務執行法

(武器の使用)

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

本来、軍隊は、軍事的必要性に応じて自由に／無制限に手段を選べるようにしておかなければ（ネガリスト方式の規定）戦いに勝てない訳ですが、このように自衛隊が法制上、警察的対応を強いられているのも憲法の制約から来るものです。

また、政府は、「自衛隊は、...厳しい制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊ではない。しかし、国際法上は、軍隊として取り扱われており、自衛官は軍隊の構成員に該当する」と説明しています。何ともおかしな話しではないでしょうか――。

国内では、自衛隊は軍隊と一線を画され、自衛官は「特別職国家公務員」の身分に置かれています。しかし、外国では軍隊であり、軍人であると、こんな馬鹿げた（二重基準、ダブル・スタンダードの）解釈をせざるを得ないのも、憲法が戦力の保持を禁じているからです。この矛盾を正すのも憲法改正の大きな課題です。

第3は、現行憲法には、「国家緊急権」に基づく国家非常事態（緊急事態）に関する条

項が存在しないことです。

憲法学者の西修・駒澤大学名誉教授(防衛法学会名誉理事長)の研究によりますと、「1990年以降に制定された約100か国(*)の憲法で非常事態対処規定を保有していない国は皆無」ということです。(※2012年11月末で98か国)

一方で平和を謳い、他方で、万が一平和が破壊された場合の措置を講ずることは、各国憲法の必須(必置)条件となっています。しかし、日本国憲法には、平和が破壊された場合の国家非常事態および当該事態への対処規定を全く設けておりません。これも、アメリカから押し付けられた平和憲法の為せる業と言えるでしょう。

第4は、憲法第9条は「これはダメ、あれはダメ」のいわゆる否定・禁止条項になっています。しかし、本条以外に、「日本をこうやって守ろう」と肯定的あるいは積極的に規定した条項はどこを探しても見当たらないことです。

例えば、民主主義国家では、主権者であるすべての国民が国防の責任を共有するのが原則ですが、そのような最も基本的な事柄にさえ触れておりません。

このように、現行憲法は、わが国の安全保障・防衛に係わる事柄を完全に度外視し、排除しており、国防の概念が完全に欠落した<致命的な欠陥憲法>として制定運用されてきました。そのために、国家・国民の総力を結集して国を守る体制を整備することが困難になっているのです。これもアメリカによる日本の非武装化・弱体化に沿ったものでしょう。

以上のような根本的問題の存在を皆様に広く知って頂くために、私は、現行憲法を「国防なき憲法」と呼んで警鐘を鳴らし、問題の全面解決、すなわち憲法の全面改正が必要であると訴えている所です。

そして、「悠久の日本、国の守りは大丈夫か」の問いに応え、わが国の安全保障・防衛を確かなものとするためには、特に、次の5項目が重要と考えております。

一 愛国心並びに国防の重要性について憲法前文に明記する。

まずは、先ほど憲法前文についてお話ししましたが、その中に、国を愛する心(愛国心)が養われ、国を守ろうとする意識(国防意識)が高まるような内容を、ぜひ盛り込むべきでしょう。

一 すべての国民は「国防の義務」を負うことを規定する。

国民の「国防の義務」は、古代ローマ帝国時代(*)からの、最も長い歴史をもつ国民共通の基本的義務です。(※「血の税」:ローマ市民の男の税金は兵役によって支払われる制度)

しかし、戦後、現行憲法の下で、わが国の国防について、国民の当事者意識はすっかり失われてきました。

国の守りは、決して自衛隊の専売特許、自衛隊だけの専管事項ではありません。民主主義国家においては、主権者であるすべての国民が、国防の義務を負うのが建前です。

そう言うと、すぐに、徴兵制を復活させようとしていると、反対する人がおりますが、それは的外れの「為にする」議論にすぎません。

自衛官は、レーダーやミサイルなどの高度な軍事技術を駆使し、常に敵のミサイル攻撃などの脅威に備えている、有事即応のプロフェッショナルな集団です。日本の防衛は、一般の国民を招集して訓練すれば、すぐに役割が果たせるような簡単な仕事ではありません。自衛隊が志願制を採り、常備軍として維持されているのは、そこに大きな理由があります。

ですから、今日の日本で、徴兵制を敷くという選択肢は現実的ではありません。しかし、等しく国防の義務を負う国民は、自衛隊・自衛官は自分たちの代表として国を守っているのだとの意識を持つことが必要でしょう。そして、その活動を精一杯支援し、自らは、自助、共助（地域の共同体において、お互いに身を守り助け合うこと）の役割を果たす心構えを持たなければなりません。

そうすることによって、すべての国民が国防の責任を共有し、力を合わせて国を守る体制が出来上がるのではないか。つまり、すべての国民が、「自分の国、そして自分の身は自分で守る」との当事者意識を取り戻すことが、わが国防衛の出発点ではないでしょうか。

一 民間防衛のあり方について規定する。

そのように考えて行きますと、民間防衛の体制を整備することも、非常に重要になりますので、憲法に、民間防衛のあり方について規定することが、大きな課題になります。

（なお、この件については、時間の関係上、詳しい説明を割愛させていただきます。）

一 有事等の「国家非常事態」について規定する。

ここで言う「国家非常事態」とは、外国からの武力攻撃、大規模な内乱・騒擾、組織的なテロ行為、重大なサイバー攻撃、大規模な自然災害や特殊災害など、平時の統治体制では対処できないような重大な事態を想定しています。

最近では、東日本大震災が、これに該当しますが、緊急を要した路上の被災車両の移動や瓦礫の撤去などが「迅速かつ的確に」実施できない苛立たしい場面を目の当たりにしました。

災害対策本部長であった内閣総理大臣には、そのような事態に執るべき権限が付与されておらず、想定していなかった種々の被害に対して適切な命令指示を下すことができませんでした。

外国からの武力攻撃事態には、それ以上の混乱や被害・損害が発生するのは否定できません。

ですから、まず、国家非常事態とは何かを憲法で明確に定義し、内閣総理大臣を最高責任者として、事態の認定・宣言・布告と行政各部を直接指揮監督する権限を付与する。そ

して、内閣総理大臣には、財産権等の国民権利の一時的制限、緊急法律制定権、緊急財政措置権などの権限を付与し、そのリーダーシップのもとに、国と国民が一体となり、国を挙げた対応が出来るような仕組みを、平素から準備しておくことが必要不可欠ではないでしょうか。これが、「国家非常事態」に関する事柄です。

一 わが国は、外国からの武力攻撃等に対し、主権国家として固有の自衛権を行使して、わが国を防衛する。そのために、国軍（国防軍）を保持することについて明記する。

最後は、第9条の問題です。

はじめにお断りしておきますが、私は、当分の間、安倍首相に代わり得る政治家は出ないと、安倍首相を高く評価し、微力ながら応援しています。

しかし、安倍首相が提起された第9条の3項に、自衛隊の存在を明記する案に限っては、基本的に賛同しかねます。

皆さんもご記憶にあると思いますが、過去の砂川事件や長沼事件（長沼ナイキ基地訴訟）などの裁判において、憲法第9条の合違憲性が争われました。

裁判所は、国家のすべての行為について合違憲性の審査を加えることには一定の限界があり、極めて高度の政治性を有するもの（安全保障や防衛）については審査の対象とならないとする考え（いわゆる「統治行為論」）に基づいて、本問題に正面から取り組むことを避け、自衛隊を「憲法のおとし子」として間接的に認知する立場を取らざるを得ませんでした。

また、わが国の憲法学者で、自衛隊を合憲と言い切る者は2割ちょっとしかおらず、7割以上が違憲の可能性を完全に否定できないというのが、その立場です。

そこで、国民の間にも燻ぶる、第9条にまつわる自衛隊の合違憲性に関する疑義あるいは論争に終止符を打ちたいというのが、安倍首相の考えでしょう。もちろん、国民意識からする憲法第9条の改正の難しさや公明党の加憲論、あるいは賛成してくれそうな野党への配慮などがあることは、重々承知しております。

しかし、2項を維持しつつ3項を新設することによって、憲法学者の多くが主張する自衛隊の違憲の可能性の問題が残されるだけでなく、自衛隊は「軍隊でない武力集団」のままに据え置かれることになります。そして、第2項と3項との間の新たな問題や矛盾を指摘されるのは火を見るよりも明らかで、第9条問題を解決するというより、さらに混乱に拍車をかける結果に陥るのではないかと危惧されるところです。

ポイントは、「わが国は、外国からの武力攻撃に対し、主権国家として固有の自衛権を行使して国を守る。そのために軍隊を保持する。」という内容を、すべての国民が理解できるよう簡潔明瞭に規定することに他なりません。

まず、第9条1項は、昭和3（1928）年（8月27日）にわが国が署名した「不戦条約」に立脚した内容になっており、簡単に言うと、「侵略戦争はしない」ことを国際社会に約束したものです。したがって、その基本政策は遵守して行くべきですが、制定以来、その解

積を巡っては混乱や誤解を招いてきたことも事実でありますので、国民がストレートに理解できるよう「侵略戦争はしない」旨を簡明に規定すべきでしょう。

第 2 項は、全面削除し、わが国は、外国からの武力攻撃に対し、主権国家として固有の自衛権を行使して、わが国を防衛する。そのために、国軍（国防軍）を保持する、と一点の疑義も生じさせない文面に改めなければなりません。

以上、憲法を変えるのは、国民の皆様です。どうか、憲法について大いに議論していただき、憲法改正が国民的なうねりとなって実現に至りましょう、政治への強力な働き掛けをお願いする次第です。

○中国・北朝鮮の脅威と日本の防衛

時間も残り少なくなってきましたので、最後に、わが国の防衛について、お話ししたいと思います。

現在、日本に対して直接的な脅威を及ぼしているのは、北朝鮮と中国です。皆さんの関心も、その辺りにあろうかと思っておりますので、まず北朝鮮の核ミサイル開発、次いで、中国の海洋侵出と覇権的拡大について述べたいと思います。

◇北朝鮮の核ミサイル開発

北朝鮮は、昨年（2017年）、弾道ミサイルを 15 回発射し、6 回目の核実験を強行して 11 月には「核戦力完成」を宣言しました。

その間、（昨年）3 月 6 日には、4 発の弾道ミサイルを同時に日本海に向けて発射し、そのうちの 3 発は日本の排他的経済水域（EEZ）に落下しました。翌 7 日の朝鮮労働党機関紙・労働新聞は、発射を行った部隊について「有事の際には在日米軍基地を攻撃する任務を持つ部隊」だと説明し、日米同盟下の日本攻撃の可能性について、初めて公に向けて明言しました。

また、北朝鮮は、8 月 29 日早朝、日本の上空を通過する弾道ミサイルを発射しました。日本政府は発射後、全国瞬時警報システム「Jアラート」で、北朝鮮のミサイルが日本列島の上空を通過した模様だと緊急速報し、北海道や東北、北関東などの住民に避難を促す緊迫した事態となりました。

さらに、9 月 14 日、北朝鮮の国営通信社である朝鮮中央通信（KCNA）は、「日本列島は核爆弾により海に沈められなければならない。日本はもはやわが国の近くに存在する必要はない」とする記事を掲載しました。

このように、北朝鮮が、日本を攻撃する「能力」のある弾道ミサイルを多数保有し、日本をターゲットとして使用する「意思」を顕にしたことは、明らかに「わが国の平和と安全そして存立」を脅かす重大な挑戦と言わざるを得ません。

日本政府は、北朝鮮の核兵器について、平成 29 年版防衛白書で「小型化・弾頭化の実現

に至っている可能性が考えられ、北朝鮮が核兵器計画を継続する姿勢を崩していないことを踏まえれば、時間の経過とともに、わが国が射程内に入る核弾頭搭載弾道ミサイルが配備されるリスクが増大していく」と分析しました。そして、「このような北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発及び運用能力の向上が、・・・わが国を含む地域及び国際社会に対する新たな段階の脅威になっている」と指摘しています。

トランプ政権下で、今月 2 月初めに公表された米国の「核態勢の見直し」(NPR2018)では、北朝鮮の核ミサイルは「あと数か月で米国を攻撃できるようになる」と分析し、「北朝鮮が米国および同盟国を核攻撃すれば、(金正恩)体制は終わる」と警告しています。

いずれにしても、北朝鮮問題は、予断を許さない「眼前の差し迫った脅威」として、日米韓をはじめとする国際社会の前に突き付けられた「刃」です。地域の軍事バランスを激変させ、平和と安全を大きく揺るがしかねない重大局面を迎え、今年(平成 30 年)は一時も目が離せない非常事態として推移することになりましょう。

平和的解決に向かうのか、あるいは軍事的解決を迫られるのか—この先どうなるのか、誰にも分かりません。ですから、あらゆる事態を想定した、万全の対応が求められるのは言うまでもなく、今年はその正念場になるということを、是非心に留めて置いていただきたいと思います。

次は、本題の中国に入ります。

◇中国の海洋侵出による覇権的拡大

トランプ大統領の前のオバマ大統領は、2 期 8 年の間(2009 年 1 月～2017 年 1 月)、大統領を務めました。

オバマ政権の前半までの米国の中国に対する見方(対中国観)は、次のようなものでした。

発展途上の中国を助けてやれば、中国はやがて民主的で平和的な大国になる。

中国は大国となっても地域支配、ましてや、世界支配を目論んだりはしない。

と、極めて楽観的だったのです。

ところが、中国が、東シナ海で尖閣諸島を奪い取ろうとし、また、領有権問題が解決されていない南シナ海全体を「中国の海」として占有しようとする動きを強めたため、「中国に裏切られた」ことに気づき、危機感を強めて、第 2 期オバマ政権の途中から中国に対し強硬姿勢に転じるようになりました。

トランプ政権は、オバマ政権後半の認識と方針をほぼ継承し、特にアジア太平洋地域では、中国との長期的な戦略的対立(競合)となるので、それへの対応に焦点を定める方針を明確に打ち出しました。

その辺りの事情について、少し述べてみたいと思います。

2013年6月の米中首脳会談で、習近平国家主席はオバマ大統領に対して「新型の大国関係」（「G2」論）を力説し、「太平洋には米中両国を受け入れるに十分な広さがある」と主張しました。

平たく言えば、「米中両国で太平洋を二つに分けて管理しよう」（「米中太平洋分割管理構想」）、さらには「米中両国で世界を二つに分けて管理しよう」（「米中世界分割管理構想」）と主張したのです。

また、その翌年（2014年）5月、習近平国家主席は、アジアでの国際会議（「アジア信頼醸成措置会議」（CICA））で、「アジアの安全は最終的にアジア人民によってまもられなければならない」と強調し、米国をアジアから排除する意思を鮮明にしました。

そして、外交方針（「周辺外交」）では、「中国が中心となる国際的枠組みの形成」を掲げています。

つまり、アメリカをアジアから排除して太平洋の東半分以東へ追い出し、そこに中国の覇権を確立して「中華的新秩序」を作る、と言っているのです。その場合、日本はどのようなのか——、当然、中国の勢力圏下、影響下に置かれる、ということです。

これらの国家戦略を推進する中国の軍事戦略が、対米「接近阻止・領域拒否（Anti-Access / Area Denial : A2 / AD）」戦略と呼ばれるものです。

その戦略は、日本列島から台湾、フィリピンそしてベトナムに連なる第一列島線の支配を確立し、東シナ海と南シナ海から外国の軍事力を排除して、その海域を中国の軍事的聖域にする。そのために、日本列島から、小笠原諸島を經由し、グアム、サイパン、パプアニューギニアに至る第二列島線以西へのアメリカの軍事力（空母機動打撃群）の接近を阻止しようとするものです。

ですから、東シナ海では、尖閣諸島の奪取を執拗に追求しています。また、南シナ海に「9段線」を引いて、同海のほぼ全域を自分勝手に「中国の海」と決めつけ、特に南沙（スプラトリー）諸島を中心に、領有権問題が解決されていない岩礁を強引に埋め立て、滑走路や港湾施設を備えた人工島を造成し、軍事拠点化を急いでいるのです。

そのようにして、アジア太平洋地域に、中国の覇権を確立しながら、「一带一路」（One Belt One Road）と呼ばれる「シルクロード経済圏構想」によって、陸路（陸のシルクロード）と海路（海のシルクロード）からヨーロッパへ向けて西へ進出し、資源エネルギーの獲得を主眼とした巨大な経済圏を作り、世界的な覇権を確立しようと狙っている、と考えられています。

【コラム】「シルクロード経済圏構想」／「一带一路」（One Belt One Road）

・陸路：「シルクロード経済ベルト構想」（一帯：One Belt）

陸のシルクロード：中央アジアから中東を経てヨーロッパへ

・海路：「21世紀海上シルクロード」（一路：One Road）

海のシルクロード：東南アジアからインド洋、アフリカを経てヨーロッパへ

このように、中国は、長期的で、地球規模のスケールの大きな戦略を描いて動いているのは間違いありません。

そして、国際社会が北朝鮮の核ミサイル問題に関心を奪われている間に、それを隠れ蓑にするかのようにして、中国は、着々とかつ強引にその覇権的拡大路線をまい進しています。

習近平国家主席は、昨年（2017年）10月の中国共産党大会で「南シナ海の島や岩礁で行ってきた建設には、著しい進展があった」と強調し、東・南シナ海での中国公船の活動活発化を念頭に「海洋権益の維持を有効に遂行した」とも述べました。

このように中国は、東・南シナ海でより強硬に領有権を主張し、力を背景に他国・地域の権益を侵す活動を躊躇うことなく行っています。

これに対し、日本をはじめ国際社会は、ルールに基づく国際秩序を破壊する「力による現状変更」だとして厳しく非難していますが、そのような非難される行動を、政権の成果として誇る国、それが中国です。

もっと言えば、疑いようのない日本の固有の領土である尖閣諸島を、根も葉もない理由をくっつけて中国の固有の領土だと主張し奪いにくる、そのような「堂々とした強盗国家」がすぐ近くにいる現実を、日本を含む地域および国際社会は、改めて深刻に認識しなければなりません。

重ねて、申し上げます。

昨年（2017年）10月の中国共産党大会で、習近平国家主席は、中国は「（毛沢東）立ち上がり、（鄧小平）豊かになる段階から（習近平）強くなる段階を迎えた」との時代認識を示しました。その上で、自らの使命を「強軍」「強国」に置き、建国100周年を迎える今世紀中ごろまでに「社会主義現代化強国」を実現するとの長期目標を示しました。

そして、2050年までには「総合的な国力と国際影響力において世界の先頭に立つ国家になる」と宣言し、米国の軍事力を睨みながら、中国軍を「世界一流の軍隊」にすると明言しています。

習近平国家主席はこれまで、『『中華民族の偉大な復興』である＜中国の夢＞を実現するため、引き続き努力・奮闘しなければならない』と繰り返し述べてきました。

その言葉の通り、強大な経済力と軍事力が備わった今日、中国は東シナ海から南シナ海、さらにインド洋からヨーロッパへとグローバルな覇権拡大を目指し、＜中国の野望＞を遂げるため、既存の国際秩序に挑戦しつつ、「世界を凌駕せよ」との圧力をいよいよ強めるものと見なければなりません。

一方、アメリカのトランプ大統領は、昨年 12 月 (18 日)、「国家安全保障戦略」(NSS2017) を公表しました。アメリカで最も重要な戦略文書で、トランプ政権の安全保障政策の基本方針を示すものです。

それによりますと、中国（とロシア）を力による「現状変更勢力」、すなわち「米国の価値や利益とは正反対の世界への転換を図る勢力」として名指しで非難し、米国に挑戦し、安全や繁栄を脅かそうとしている「ライバル強国」と位置付けています。

そして、中国は、インド太平洋地域で米国に取って代わり、国家主導の経済モデルの範囲を拡大し、地域の秩序を好きなように再編成しようとしていると警戒感を露わにしました。

その上で、「我々は新たな対立（競争）の時代に入っている」と述べ、米国は中国（とロシア）に対抗して世界各地の係争地域において、米軍の増強や近代化そして同盟国との連携などによってこうした脅威に立ち向かい、「このゲームで米国は勝利する」と宣言しています。

したがって、米国にとって、北朝鮮問題が解決すれば、最大の敵（主敵）は中国となり、今後は、米中間の「大国の興亡」がアジア太平洋地域および国際社会の焦点となり、中長期的なく米中対立の時代がやって来るのは、疑う余地がありません。

以上、縷々述べて参りましたが、つまり、21 世紀における日本をはじめ国際社会における安全保障上の最大の課題は、「中国の覇権的拡大」の脅威にいかに対応するかに他なりません。

日本は、まず「眼前に差し迫った北朝鮮の脅威」への対応が喫緊の課題ですが、日本の主敵は、米国と同様、中国です。

したがって、わが国の防衛政策・戦略は、北朝鮮に特化した対応ではなく、中国の脅威から日本をいかに守るかに焦点を当て、それを基本としたものでなければなりません。

つまり、北朝鮮による当面の脅威に対応しつつ、主敵である中国の中長期的な脅威に周到に備える「防衛戦略」をしっかりと立て、それに基づいた、自衛隊の体制や主要装備品の整備などを確実に実行できるよう計画することが、今年末に見直される「防衛計画の大綱」の大きな課題であると言えます。

◇日本の防衛努力の不足

先ほど述べた情勢認識を前提として、トランプ大統領は、「軍の再建」「軍の強化」に向けて米史上最大規模の予算を要求し、両下院の承認を得て、2018 会計年度（17 年 10 月～18 年 9 月）総額 6920 億ドル（約 78 兆 5600 億円）の国防予算を確保しました。

日本政府が閣議決定した平成 30 年度の予算総額は 97 兆 7128 億円ですので、米国の国防予算の総額は日本の国家予算の総額の概ね 80%に匹敵します。

また、米国の国防予算の総額は、前年度比、730億ドル（約8兆2874億円）の増額ですが、この増額分だけで、日本の1年間の防衛費（平成28年度、約4兆860億円）を大幅に上回る額になります。それほど、米国は、巨額の予算を投じて、国防を強化しようとしています。

ですから、米国は、NATO諸国に対しても、国防費GDP（国内総生産）2%の確保を要求しているのです。

防衛白書（平成29年版）によりますと、平成27（2015）年度の米国の国防費のGDP比は3.4%、オーストラリアは2.0%、インドは2.0%。韓国は2.4%ですが、日本は約1.0%にすぎません。

次に、日本周辺諸国の兵力についても、見てみましょう。

中国（人口：約13億8千万人）の現役兵力は約220万人、予備兵力51万人、民兵約1千万人（2004年国防白書）、合わせて総兵力約1300万人、人口比約1%弱です。

習近平国家主席は、2015年9月に中国軍の「兵力30万人削減」を宣言しました。これは、自衛隊の総兵力を上回る数字ですが、それだけ削減しても、依然として、今申し上げました大規模な兵力を保有しているのです。

北朝鮮（人口約2510万人）は、現役兵力約119万人、予備兵力60万人、民兵約350万人、合わせて総兵力約513万人、人口比約2.1%です。

韓国（人口約5090万人）は、現役兵力約63万人、予備兵力450万人、合わせて総兵力約513万人、人口比約1%です。

台湾（人口約2300万人）は、中国の脅威に曝されている第一列島線上の島国という点で日本の立場に似ています。

その台湾の面積は、日本の約10分の1、人口は約5.5分の1ですが、現役兵力約22万人、予備兵力166万人、合わせて総兵力約188万人、人口比約0.8%です。

世界の総人口に占める総兵員数（現役（正規軍）＋予備役（民兵）＋沿岸警備隊などの準軍事組織の要員）の割合を計算しますと、1.26%になります。世界各国の国力国情には違いがありますので、それを勘案すれば、総兵力数は、各国人口の概ね「1%」が標準的な目安、と言って宜しいかと思えます。

ところが、日本（1億2700万人、平成27年）は、現役自衛官（現役兵力）約22万5千人（定員24万7千人、充足率90.8%）、予備自衛官（予備兵力）（予備自衛官47900人、即応予備自衛官8075人、予備自衛官補4621人）約6万人、合わせて総兵力約28.5万人、人口比約0.22%です。

このように、総兵力の対人口比から見て、日本は、世界標準の4分の1にも満たない兵力しか保有していないことが明らかです。つまり、このデータは、列国と比較して、いかに自衛隊、自衛官に過剰な任務、過剰な負担がかかっているか、はたまた、これだけの兵力でわが国の防衛を全うできるのか、との根本的問題を投げかけていると見なければなり

ません。

いま、北朝鮮のミサイル発射に対応している海上自衛隊のイージス艦の乗組員と航空自衛隊のペトリオット部隊の隊員、そして、中国、ロシアの領空侵犯対処に当たっている航空自衛隊のパイロット・整備員たちは、平時の警戒監視（警備）任務で、へとへと（疲労困憊）になっているのです。

わが国は、「戦後最大の安全保障上の危機に直面している」との認識が共有され、先の衆議院選挙は「国難突破解散」だった筈ですが、以上述べましたように、掛け声の割には防衛努力が伴っていないと指摘せざるを得ません。

中国の覇権的野望を抑止・阻止するためには、まずは、自らの防衛力の強化を当然の使命としなければなりません。

その上で、同盟国のアメリカをはじめ、基本的価値や戦略的利益を共有するオーストラリア、インドなど多くの準同盟国・友好国と力を合わせて、中国との軍事バランスを我が方の優位に傾けることが必須の条件であり、その積極的な取り組みを欠いては、激動する東アジアの中で日本を守り抜くことはできない、と考えています。

ご参集の皆様には、ぜひ、政治に対して大きな声を上げていただくよう、切にお願いする次第です。

〇まとめ

最後になりますが、「悠久の日本」を願うならば、まず、国を守る上で不合理な制約を課して日本を危うくしている——もっとストレートに申し上げれば、国を守る規定が一切ない「国防なき憲法」の全面改正が必要不可欠です。

そして、自衛隊を「わが国の平和と安全を維持し、その存立を全う」できる、正真正銘の軍隊にし、国軍あるいは国防軍に改めなければなりません。

また、わが国は、唯一の同盟国であるアメリカの地位とパワーが相対的に低下している現実を深刻に受け止め、世界第3位の経済大国の自覚を持って、「自主防衛力」を高めると同時に、アメリカの役割を補完する努力を惜しんではなりません。

つまり、自衛隊の人員・組織の規模を拡大し、装備の近代化を図ることは、喫緊の課題です。そのためには、列国並みに、GDP2%程度の防衛費を何としても確保しなければなりません。

以上、残された問題や課題が多いことを申し上げて、拙い話の結びとさせていただきます。長時間のご清聴に感謝申し上げます。

ありがとうございました。